人権行政に関する懇話会設置要綱

（設　置）

第１条　一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、有識者に意見を求めるため、人権行政に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　懇話会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

⑴　人権尊重の視点に立った行政の推進に関すること

⑵　「福岡市人権教育・啓発基本計画」の推進に関すること

⑶　その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組　織）

第３条　懇話会は、委員若干名で組織する。

２　委員は学識経験者等から、市民局長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日の翌年度の３月31日までとする。ただし、委員が任期中途で退任した場合や委員を増員する場合等において、新たに委嘱される委員の任期は、すでに委嘱を受けている委員の残任期間と同一の期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（座　長）

第５条　懇話会に座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

２　座長は懇話会を代表し、会務を総理する。

（会　議）

第６条　懇話会は市民局長が招集する。

２　座長は議長となり議事を進行する。

（会議の公開）

第７条　会議は、公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第３号）第38条ただし書きの規定に該当するときは、非公開とすることができる。

２　前号の規定により会議を非公開とすることに決定したときは、委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（意見の聴取）

第８条　座長は、委員の総意により必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことが出来る。

（庶　務）

第９条　懇話会の庶務は、市民局人権部人権推進課において行う。

（補　則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は市民局長が定める。

附　則

この要綱は、平成17年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年６月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。